

議案第 6 1 号 三田市立認定こども園条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

こども及びその保護者への支援や必要な援助を定めた子ども・子育て支援法施行令と同施行規則（以下「施行令等」という。）の一部改正が令和 8 年 5 月 2 9 日に公布され、同年 1 0 月 1 日に施行される。改正趣旨は、保護者の経済的負担の軽減を目的として、子ども・子育て支援施設等を利用する際の給付上限額の見直しを行うものである。

施行令等の改正にあわせ、三田市立認定こども園条例の預かり保育料の軽減額を規定している項目について、施行令等と同額に改正するもの。

2 関係法令

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）

子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）

子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）

3 施行令等の改正内容 ※市条例に関係する項目のみ抜粋

施設等利用給付の種類		現行の額	引上げ額	見直し後の額
預かり保育等 （3～5 歳）	月額（給付上限額）	11, 300 円	（+1, 000 円）	12, 300 円
	日額（給付上限額）	450 円	（+40 円）	490 円

4 条例改正の内容 ※三田市立認定こども園条例（第 9 条関係）

預かり保育料の算定のうち、預かり保育料を減じる額について、当該月中に預かり保育を利用した日数に乗じる額を「4 5 0 円」から「4 9 0 円」へ、月額上限額を「1 1, 3 0 0 円」から「1 2, 3 0 0 円」へ改正する。

5 対象者

預かり保育料の軽減対象者は、市立認定こども園で幼稚園利用として在園する園児（1 号認定）のうち、就労等により保育の必要性の認定を受けた園児（新 2 号認定）の保護者。

6 施行期日

令和 8 年 1 0 月 1 日

7 財源内訳

預かり保育料の減免額は、国・県からの補助対象（国 1 / 2、県 1 / 4）となる。

8 その他

市立幼稚園に在園する園児の預かり保育料を減じる額について定めた「三田市立幼稚園預かり保育条例施行規則」についても上記施行期日と同日で改正する。